多面的機能支払活動組織の広域化について

茨城県県西農林事務所土地改良部門

県内の取組状況

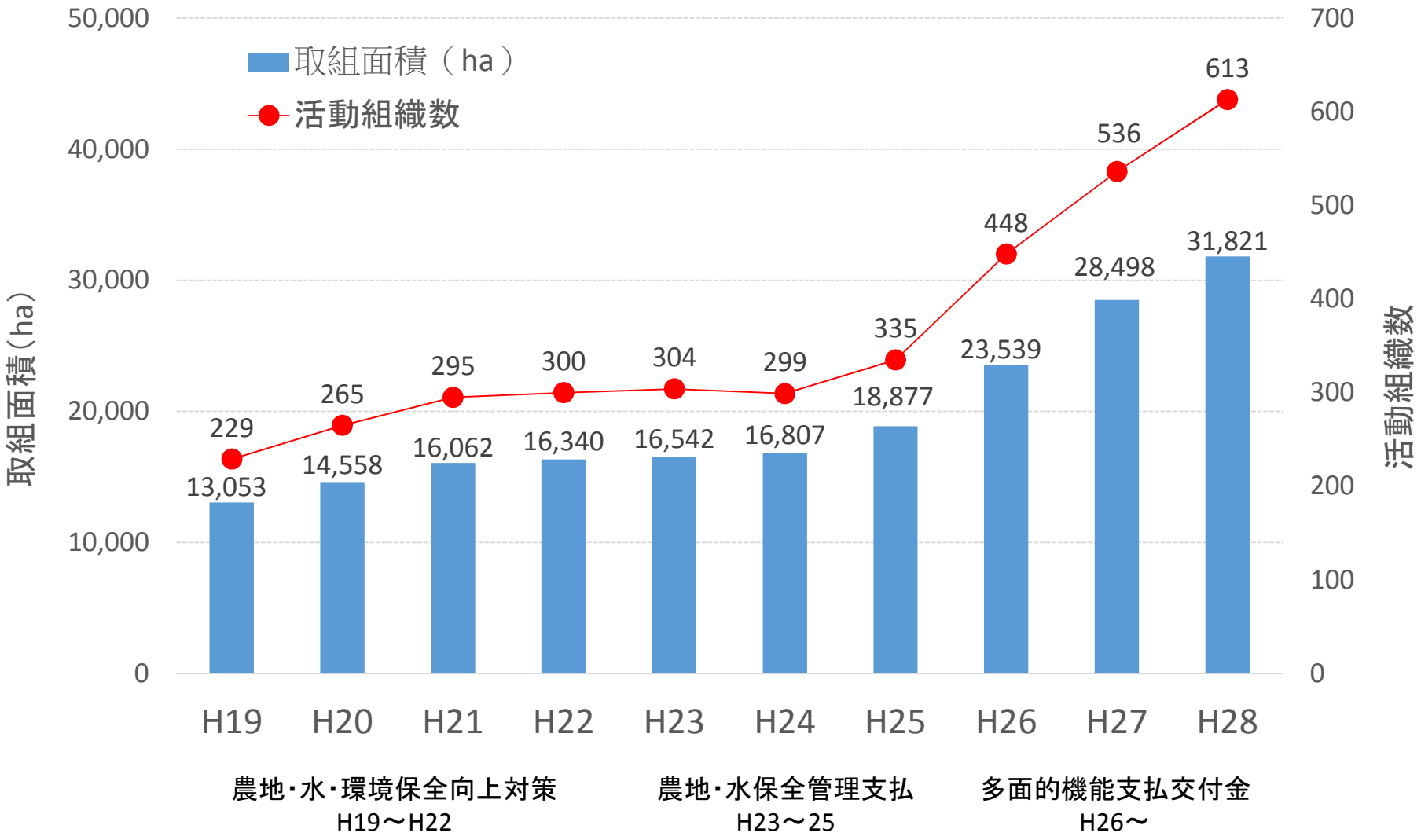
取組面積（ha）
活動組織数
取組面積（ha）
活動組織数
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
700
600
500
400
300
200
100
0
229
265
295
300
304
299
335
448
536
613
13,053
14,558
16,062
16,340
16,542
16,807
18,877
23,539
28,498
31,821
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
農地・水・環境保全向上対策
H19～H22
農地・水保全管理支払
H23～25
多面的機能支払交付金
H26～

多面的機能支払への取組の現状と課題

活動組織・未取組集落等

・煩雑な事務処理
・高齢化，農家減少の進展
・地域集落に事務を担う人材がいない，などの理由から

多面的機能支払への取組・継続が困難な状況

↓

事務負担の軽減
持続可能な組織体制の構築

対策

活動組織の「広域化」

複数の活動組織を市町村又は旧市町村単位とする広域エリアで一つの組織にまとめ，事務の効率化と，組織体制の強化を図る。

↓

各組織の事務負担の軽減と活動の持続性向上

※これまでの活動組織単位で共同活動に専念することも可能。

広域組織体制の例

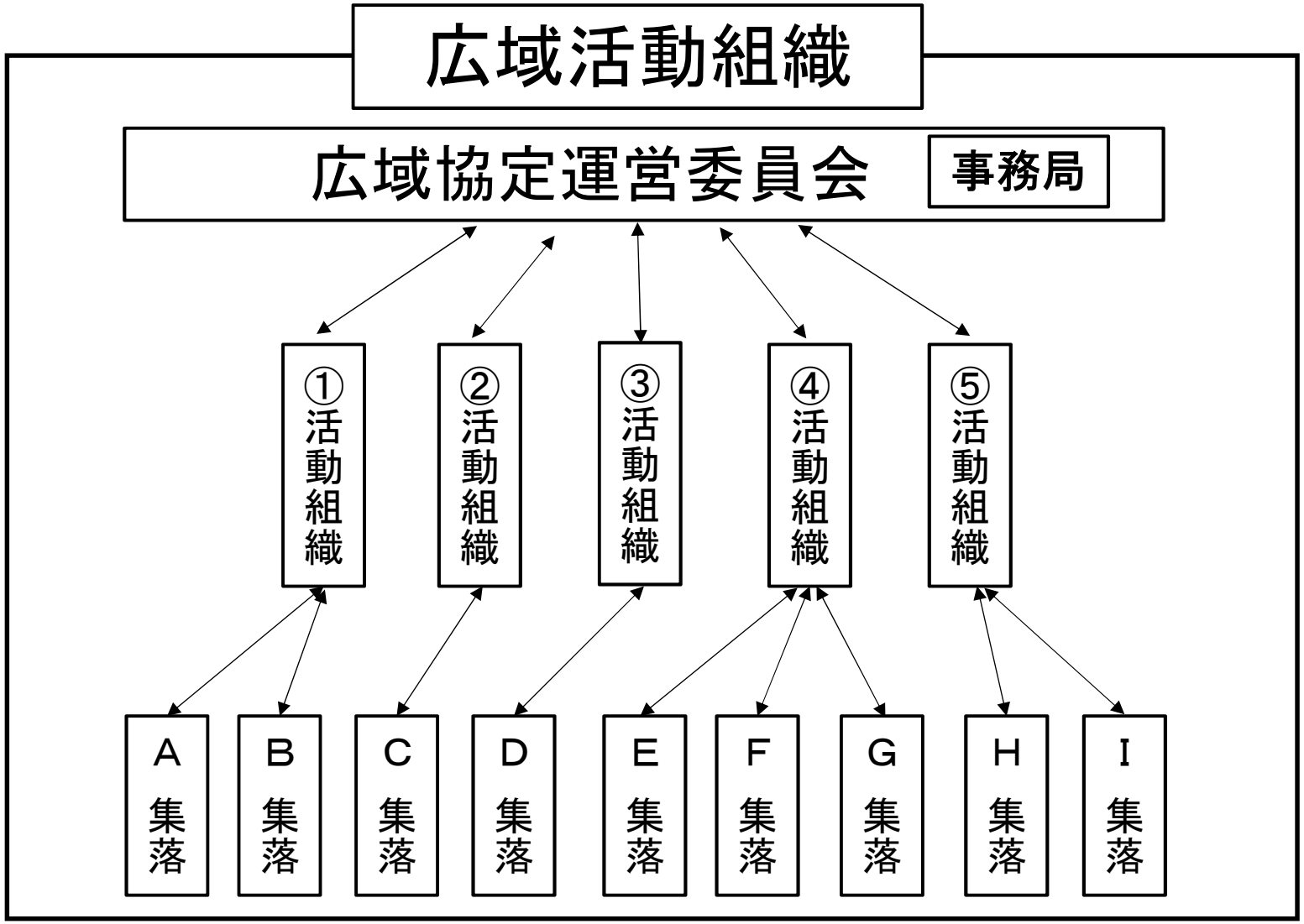
広域活動組織
広域協定運営委員会
事務局
①活動組織
②活動組織
③活動組織
④活動組織
⑤活動組織
A集落
B集落
C集落
D集落
E集落
F集落
G集落
H集落
I集落

広域協定運営委員会・事務局の例

広域協定運営委員会

構　成	役　　割
活動組織の代表 事務局	広域協定の運営，意思決定 内部監査

事務局

構　成	役　　割
事務局長 事務員	各組織への交付金の分配 各組織から提出される書類等の確認・指導・とりまとめ

広域組織事務の例

広域活動組織

事務局の事務（委託可※）

（1） 事業計画の認定（変更）申請
（活動計画の取りまとめ）

（2） 交付金の交付申請

（3） 活動の実施・記録（国様式）
（活動記録、金銭出納簿、財産管理）

（4） 活動の報告

各組織の事務

（1） 役員から構成員への連絡

（2） 集落での活動計画の報告

（3） 共同活動の結果報告（任意様式可）
（活動記録、金銭出納簿）

（4） 日当の支払い、資材等の購入・管理

市町村

※事務委託先（例）
土地改良区
県土地改良団体連合会
JA
NPO法人
民間コンサルタントなど

広域協定運営委員会の経費（例）

交付金（農地維持支払，資源向上支払）の5%

1%

人件費（役員報酬含む）
事務備品，消耗品等
その他

4%

事務委託料
※外部組織へ委託する場合

○各組織への交付金は，広域協定運営委員会の経費を差し引いた金額を各組織の面積に応じて分配

広域化のメリット

①事務集約による負担軽減

市町村へ提出する書類の一本化

・国様式（金銭出納簿，活動記録，実施状況報告等）
・交付関係書類等

※広域組織は，国様式等の作成に必要な情報を各活動組織から任意の簡易様式等により収集し，書類作成。
⇒各組織による国様式や交付関係書類の作成は不要。

活動組織の広域化による市町村のメリット

・組織数が減少し，事務が軽減
・組織数を増やさず，取組面積の拡大が可能

広域化のメリット

②持続可能な組織体制の強化

・事務担当の確保（外部委託可）
・集落間連携の強化
・多様な人材による活動の幅の拡大
・広域的な活動の実施が可能
・取組面積の拡大がしやすくなる
　⇒未取組集落が参加しやすくなる

広域化の事例

8－6　市全域を対象とした組織の広域化の取組

見附市（みつけし）広域協定（新潟県見附市（みつけし））

○ 農地・水保全管理支払での第1期対策時には見附市全体でわずか3集落の取組であったが、平成24年度からの第2期対策においては、加盟を要望する集落が30集落と大幅に増加したため、各種事務の煩雑化が懸念された。そこで、組織と行政の負担を軽減し、双方がそれぞれの役割に専念できるよう、1市1組織である「見附市農地・水・環境保全組織」を市主導により設立した。

○ 平成26年度からの「多面的機能支払」では、市内で未加盟であった残り35集落が新たに加盟し、名称も「見附市広域協定」に改め、市内の全地域を1組織によりカバーし活動している。

○ 専任事務局を設置し、各集落間の活動の調整や事務作業等を行っている。

【地区概要】
- 取組面積　2,506ha（田2,368ha　畑138 ha）
- 資源量　水路752.4km、農道285km、ため池57箇所
- 主な構成員　農業者、非農業者、自治会、老人会等
- 交付金　約138百万円（H26）
  - 農地維持支払
  - 資源向上支払（共同、長寿命化）

広域協定の組織体制

平成26年度第1回協定運営委員会

○広域協定の運営委員会は各集落の代表及び副代表、土地改良区等の団体の長が運営委員となり構成されている。
○委員の中から、会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名、地区監事7名を選任している。
○活動のルールや活動費等は全て運営委員会で決定され、それに基づき各集落が活動を実施している。
○年間2～3回の運営委員会に加え、春、夏、秋3回の研修会を開催している。
○事務所を旧JA支所に設置し、事務局長1名と事務員1名で運営にあたっている。

広域協定の重点活動

田んぼダム用水位調整管の設置

○見附市広域協定では、「多面的機能の増進を図る活動」として、「田んぼダム」に積極的に取り組んでいる。
○協定面積の約50%となる1200haの水田の排水口に、貯留機能を高める「水位調整管」を設置することで、地域の防災・減災対策を補完する役割を担っている。

広域協定の効果

大型機械等を集落・地域間共同で活用

○採択・交付申請・報告等の煩雑であった事務負担が軽減される。
○資材や物品の購入、補修委託の発注等は共同で実施することで経費の節減が図られる。
○各集落間、地域間等での活動費の調整や大型機械を共同で活用し合う等、効果的・効率的な活動の実施が可能。

○広域協定統一独自様式による書類作成

会計処理と活動記録の整理は各集落が行うが（事務局委託も可能）、簡単に処理ができるよう独自の自動作成ファイルを配布。

会計伝票類作成ファイル

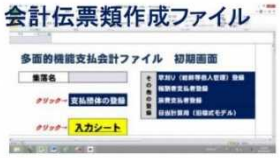

活動記録作成ファイル

広域化の事例

8－2　広域化による相互扶助体制の強化

山田五ヶ村地域農地・水・環境保全管理組織（秋田県湯沢市）

○　当地区では昭和46年から平成３年にかけて県営ほ場整備事業による整備が行われ、水系単位を基本として農業水利施設の保全管理を実施してきた。

○　規模が小さく高齢化が進行している活動組織においては、事務処理が困難となり農地・水保全管理支払の第２期対策の申請を見合わせることも考えていたが、広域化することにより事務の簡素化が図られ、活動の継続が可能となった。

○　また、農地・水・環境保全管理協定運営委員会を設立することで地区間の扶助体制が強化され、個別地区の問題についての助言や、他地区における水路の泥上げ等の手伝いを実施している。

【地区概要】
- 取組面積　　1,262ha
  （田　1,262ha）
- 資源量
  開水路　401km、農道　150km
- 主な構成員
  農業者、自治会、その他66団体
- 交付金　約61百万円（H26）
  （農地維持支払
  資源向上支払（共同））

活動組織の広域化

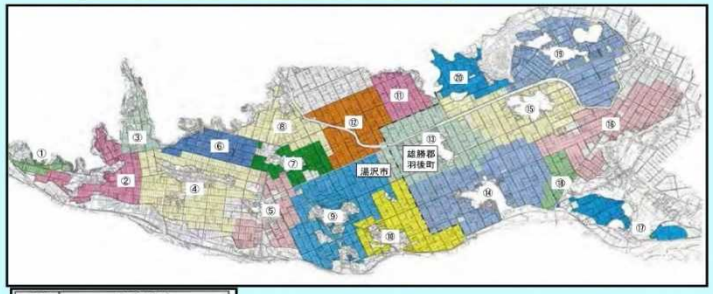

番号	活動組織
①	田ノ沢環境をまもる会
②	緑野清流環境保全会
③	田畑渓流の里地域資源保全隊
④	萬古清風地域資源保全隊
⑤	田園創造の愛宕会
⑥	清流の郷豊ヶ沢地域資源保全隊
⑦	中屋敷環境保全会
⑧	勇水会
⑨	天地友情地域資源保全隊
⑩	貴船の郷地域資源保全隊
⑪	地域保全 新緑銀山会
⑫	白山豊穣の里保全会
⑬	紅梅団の里地域資源保全隊
⑭	貝沢本郷地域資源保全隊
⑮	野の郷地域資源保全隊
⑯	鳥居四ッ堰保全会
⑰	緑の風の京塚保全会
⑱	倫ノ上地域資源保全隊
⑲	床舞の里保全会
⑳	床舞ecoグループ30

広域化前（20組織）

○　規模が小さい組織では、事務処理が困難である等の理由により活動取り止めの恐れがあったことから、土地改良区のサポートを受けながら活動組織の広域化を実施。これにより活動の継続が可能となった。

広域化の効果

水路の泥上げ

景観形成

○ 農地・水・保全管理協定運営委員会が地区をまとめることで扶助体制が強化され、活動が効率的に行えるようになった。
- 水路の泥上げを他地区が手伝う
- 個別地区の問題について他地区が助言
- 個別地区で行っていた事務処理を運営委員会が一括で行うことにより、共同活動に専念することが可能